

個人賠償責任保険における「日常生活」に 起因する事故の意義

法政大学教授
潘 阿憲 Aken Ban

●「日常事故賠償責任補償特約」の「日常生活」該当性に関する事例

東京高裁令和4年2月15日判決【原判決取消し、請求一部認容】

令和3年（ネ）第3230号

保険金請求控訴事件

Westlaw Japan 文献番号 2022WLJPCA02156010

I 概要

(a) Xは、平成23年12月、Y損害保険会社との間で、日常事故賠償責任補償特約（以下「本件特約」という。）付きの自動車保険契約を締結した。

本件特約第3条では、被保険者が、「①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故」または「②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故」により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払う旨が定められており、②の「日常生活」についての注記で、「住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除く」と記されている。

また、本件特約第5条では、「①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任」や、「⑨航空機、船舶・車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任」等を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払わない旨が定められており、⑨の「車両」

および「銃器」についての注記で、それぞれ、「原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カート」および「空気銃」を除くと記されている。

(b) Xは、建築塗装業に従事している者であり、埼玉県所沢市所在のA神社（以下「本件神社」という。）の氏子会（以下「本件氏子会」という。）の会員であった。

本件氏子会は、本件神社の周辺に居住する住民約600世帯を会員とする組織であり、本件神社の社殿、境内の整備等の奉仕および維持管理などの事業を行っている。Xは、平成24年当時、本件氏子会の会計担当役員として金銭の管理を担当していた。

本件氏子会では、定例の行事として、例大祭等のほか、年2回の境内清掃および山の下草刈りが実施されている。このうち、境内清掃および下草刈り際には、参加者の怪我に備え、参加者をそれぞれ被保険者として、保険会社との間で、普通傷害保険契約（契約種類レクリエーション）が締結されていた。

本件氏子会の費用は、氏子の会費、奉納金およびその他の収入から充てられており、本件氏子会の各会員の活動は、無償奉仕活動（ボランティア）として行われていた。

(c) 平成24年10月1日午前、Xは、本件氏子会のB会長、C事務局長らとともに、前日の台風で倒れた本件神社の境内の木の片付け作業を行っていたが、途中、山桜（以下「本件樹木」という。）の先端部分が枯れた大枝（以下「本